

公益財団法人日本ハンドボール協会
日本代表活動派遣規程

(目的)

第1条 本規程は、企業や学校・団体等に所属する選手のうち契約競技者を除く者が、日本代表選手として国際試合・強化合宿等の活動（以下「日本代表活動」という）に参加する場合の選手又は選手の所属元と本協会との間の費用負担の別について定めるものである。ただし、契約競技者等の取扱いについては別途定める。

(対象選手)

第2条 本規程は、日本代表選手として国際試合・強化合宿等に選出された者のうち、契約競技者経費取扱い規程の適用を受ける者を除く者（以下「対象選手」という）に適用される。

(対象期間)

第3条 本規程は、対象選手が日本代表活動を行うために自宅その他の所在地（以下「現在地」という）を出発してから帰着するため合理的に必要と判断される期間（以下「活動期間」という）の活動について適用される。

2 本協会は対象選手が日本代表活動を行う場合、活動期間を明らかにした書面を交付するものとする。

(派遣条件)

第4条 対象選手が日本代表活動に参加する場合の費用の負担の別は、以下の通りとする。

(1)現在地から本協会が指定した場所（以下「活動場所」という）までの往復の旅費は原則として対象選手又は所属元が負担する。

(2)活動場所が日本国外の場合には、次の金額を本協会に支払うことをもって日本及び活動場所の所在国の間の往復の旅費（以下「渡航費」という）に充てるものとする。ただし、対象選手が学生の場合、本協会が渡航費を負担する。

① アジア以外の国、地域：200,000円

② 韓国以外のアジアの国、地域：100,000円

③ 韓国：50,000円

(3)前2号を除く旅費交通費、滞在費その他日本代表活動のための費用は、本協会が負担する。

(怪我をした場合の処遇)

第5条 対象選手が活動期間中に怪我をした場合、本協会が加入する傷害保険で対応する。

(付則)

- 1 この規程は、平成16年1月より施行する。
- 2 この規程は、平成19年4月に改定した。
- 3 本規程は、令和6年2月17日理事会にて改訂、同年4月1日より施行する。